

努力事項 その2 (美術)

「学校教育指導の重点」の美術の努力事項をひとつずつ考えていきます。今回は、学習指導要領の内容に照らして、以下について考えてみます。

生徒一人一人が、自分の表現意図に合う表現形式や技法、
材料などを選択し、創意工夫して表現できるようにしましょう。

1 これは具体的にはどのようなことでしょうか？

これについては、中学校学習指導要領解説美術編に大変分かりやすく書かれていましたので、それを紹介します。

「A表現」の指導に当たっては、生徒一人一人の希望や考えを大切に、それぞれのよさが発揮され、能力が高められるように柔軟な指導をすることが求められる。

表現形式や技法、材料などの指導については、生徒の表現に関する資質や能力をはぐくむ重要な手段としてとらえ、意図に応じて表現できるように、それぞれの特性を知識としてのみならず体験を通して身に付け、技能として活用できるように配慮する必要がある。

これらの指導に当たっては、教師の価値観のみによる一方的な指導や、特定の表現形式や表現手段、技法、材料の画一的な教え込みにならないように留意することが大切である。

ここで大事にしたいことは、生徒一人一人が自分の表現意図をしっかりともち、それを形や色などで実現できるように指導することであり、そのためには全員が画一的な表現になることなく、様々な表現形式や技法、材料に触れさせる中で、生徒が自分に合い自分が行いたい表現形式を選択し創意工夫する態度を培うようにすることである。

(中学校学習指導要領解説美術編 P.77)



次回は、小学校の努力事項「表現と鑑賞の関連を図るとともに、諸感覚を働かせた能動的な鑑賞となるような鑑賞の活動を工夫し、言語活動の発達に対応した学習活動を展開する。」について考えてみます。

6月21日（金）頃アップの予定です。